

監理技術者制度と資格者証

■ 建設業法では、一定の重要な工事を行う元請け建設業者に対して、『監理技術者』を現場に専任で配置することを義務付け。
(法第26条第2、3項)

イ. 監理技術者になりえる者

- ・1級施工管理技士
- ・1級建築士
- ・技術士
- ・実務経験者

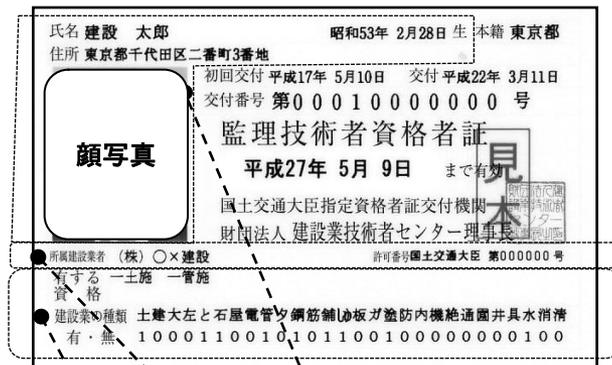
ロ. 上記イに加えて、以下の要件を満たすことが必要

(法第26条第4、5項)

- ①「監理技術者資格者証」を携帯していること
- ②「監理技術者講習」を受講した者であること

■ 「監理技術者資格者証」は、指定資格者証交付機関である(財)建設業技術者センターが交付。

(法第27条の19、施行規則第17条の34)



■ 交付実績

- ・約15万枚 (H20年度交付実績)
- ・全交付枚数: 約67万枚 (H22.10末現在)

監理技術者資格者証の主な課題

(アンケート、ヒアリングから整理)

- 本人性、雇用関係、資格等が一度に確認でき、入札時、配置予定技術者の資格等の証明や現場における各種検査、施工体制確認等で活用される一方、発注者によっては活用されないケースもある。
- 恒常的な雇用関係の確認には情報が不足。
- 工事実績が情報としてあれば有効。
- 資格者証の交付のための費用を低減すべき。

監理技術者資格者証に代わる方策の留意点

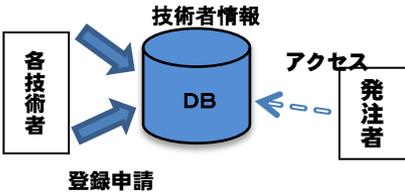
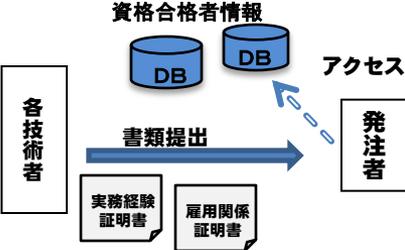
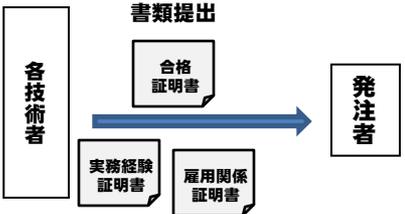
(アンケート、ヒアリングから整理)

- 資格者証がなくなっても、適正な技術者配置のため、本人性、所属企業、資格等の確認は必要。
- 資格者証がなくなると、実務経験の確認作業の負担が大。判断にばらつきが出る可能性あり。
- 資格等証明書類提出の負担軽減を考慮。
- 技術者情報をデータベースで管理する方法も有効。
- 個人情報保護に留意する必要。
- 資格要件や所属企業の確認などの観点から、5年程度の更新が効率的かつ実用的。

監理技術者資格者証の交付に代わる方策の検討(2/2)

監理技術者資格者証に代わる方策

監理技術者資格者証に代わる方策の検討の方向性

方策案	主な意見
<p><データベース整理></p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○DB情報の正確性や時点修正を担保する必要 ○個人情報保護に注意 ○現場での本人確認方法 ○既存DBとの連携 ○費用負担 <p>※アンケート結果 業団体、発注者とも「有効」もしくは「どちらかといえば有効」が約6割</p>
<p><既存DB活用></p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○実務経験者等はその都度審査が必要 ○雇用関係を証明する書類が別途必要など、負担が増加 ○現場での本人確認方法 <p>※アンケート結果 業団体、発注者とも「有効」もしくは「どちらかといえば有効」が約3割</p>
<p><既存証明書等活用></p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○技術者は個々の証明書の提出が必要で負担が増加 ○個人情報保護に注意(提出された書類の管理) ○専任制の確認方法 ○現場での本人確認方法 <p>※アンケート結果 業団体、発注者とも「有効」もしくは「どちらかといえば有効」が約3割</p>

技術者に関する情報をデータベース化し、発注者や許可行政庁等がこれにアクセスし確認するしくみを整備。

○建設工事において必要な資格、実務経験等を有し、雇用関係の明確な技術者本人が適正に配置されることを確認するため、技術者に関する情報をデータベースとして蓄積・管理し、発注者等がそれを確認するしくみが有効ではないか。

○技術検定等の国家資格が更新制でないことに鑑み、データベースは定期的な更新制とし、不正な技術者配置を防止し、技術者の資質・技術力の維持向上を促す観点から、更新を行う上で必要な要件を適切に設定することが必要ではないか。

○個人情報の保護に留意し、技術者情報の登録は本人の申請が基本となるが、データの信頼性確保のため、実務経験等の審査については厳正に行われることが必要ではないか。

○データベースに盛り込むべき情報、対象となる技術者の範囲等について、データベースの活用方法、技術者制度全体の方向性の観点から検討すべきではないか。